

橋本市マスコットキャラクター
はしぼう使用マニュアル



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

2025. 7

橋本市

目次

1. はじめに
2. はしぼうについて
3. 申請について
4. 申請フローチャート
5. はしぼうの色
6. はしぼうポーズ集
7. デザイン使用の注意事項
8. Q&A

1. はじめに

このマニュアルは、「はしぼう」を正しく使用していただくため、その使用方法や注意事項についてまとめたものです。「はしぼう」が多くの方に親しまれ、愛されるよう、様々なものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

2. はしぼうについて

「はしぼう」は、市のさまざまな魅力や特性を市の内外に親しみやすく効果的に情報発信することを目的に、市のマスコットキャラクターとして誕生しました。デザインは公募によって決定しました。

3. 申請について

次のいずれかに該当する場合は、申請書の提出は必要ありません。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) **個人**がキャラクターを自己の物とせず、「橋本市マスコットキャラクターはしぼう」の表記を行い、以下の例のような限られた範囲内で使用する時。

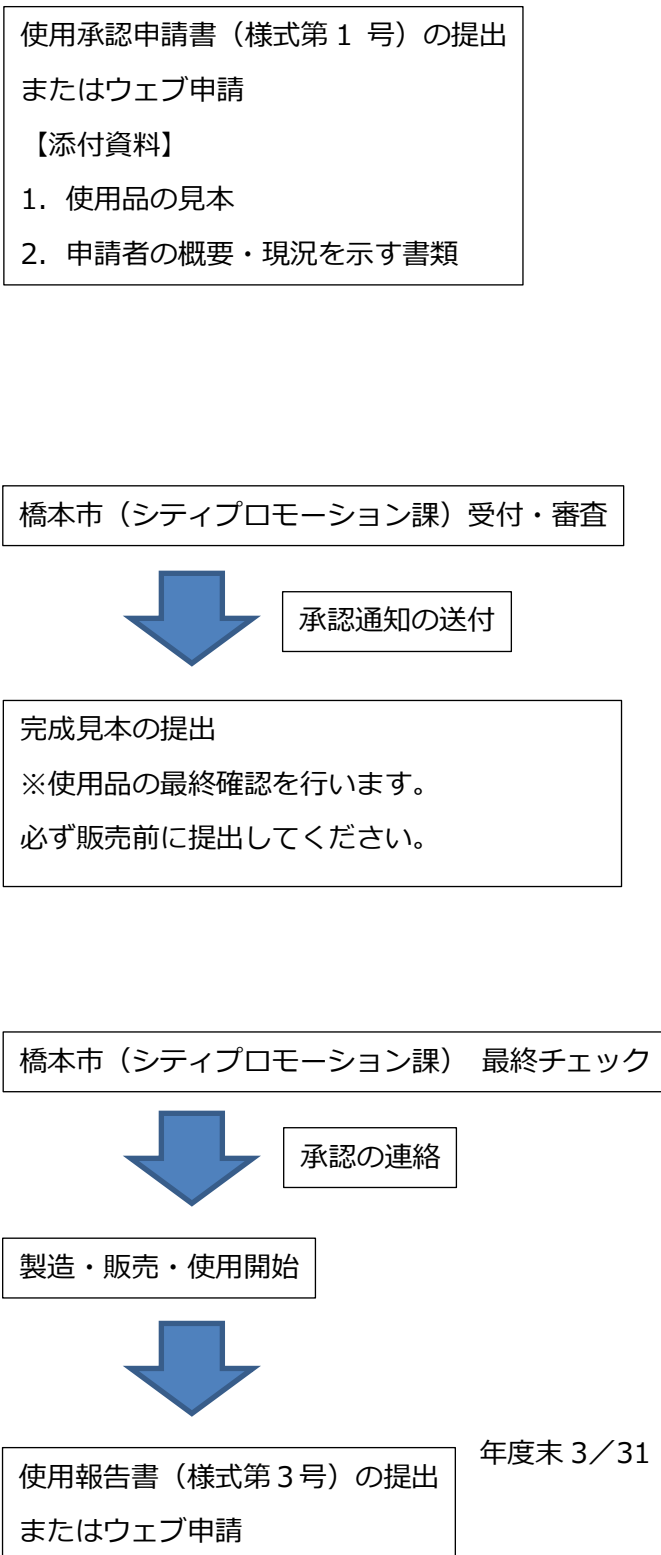
◆**個人**が X やフェイスブック、LINE 等の SNS のトップ画面に、はしぼうのイラスト(又は写真)を掲載する場合。

◆**個人**の SNS や HP、ブログ等の記事としてはしぼうのイラスト(又は写真)を掲載する場合。

◆**個人**で楽しむ事を目的に自分で作ったはしぼうのマスコット等を、自分のブログなどに掲載する場合。

※それ以外の場合は、下記の「申請フローチャート」をもとにシティプロモーション課へ手続きをお願いします。また、各様式は市ホームページよりダウンロードすることができます。

4. 申請フローチャート



5. はしぼうの色



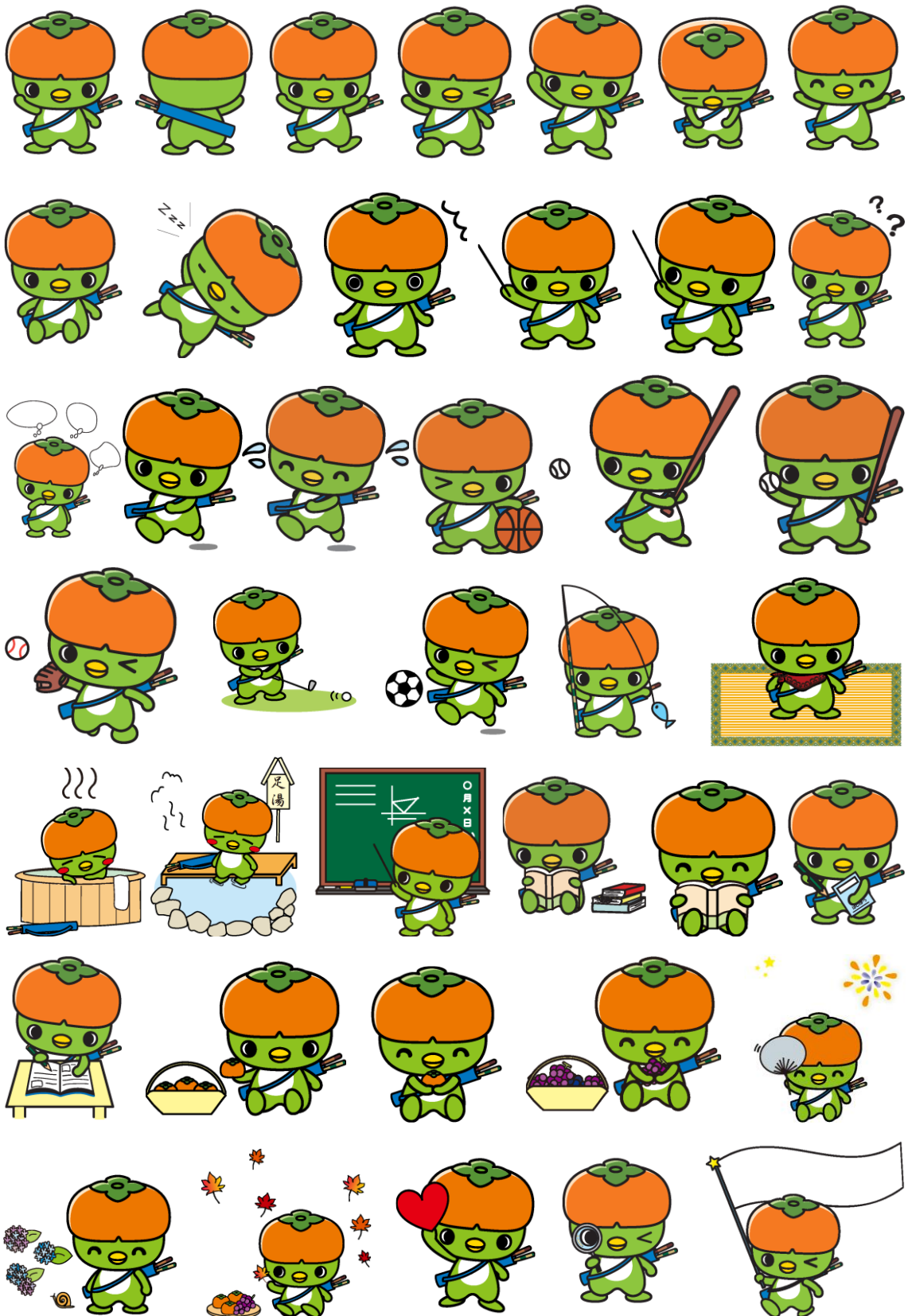
線画

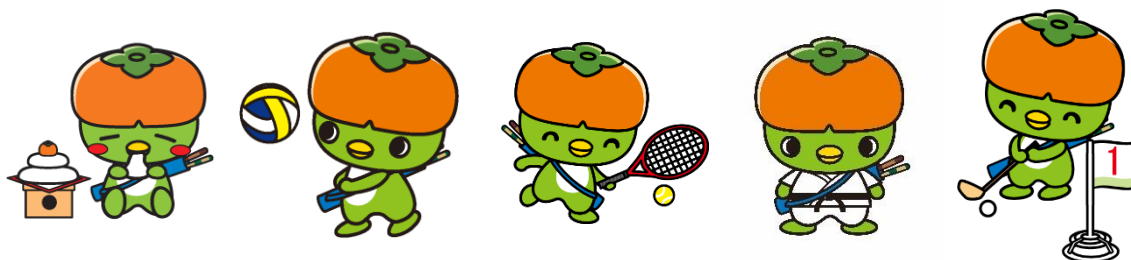
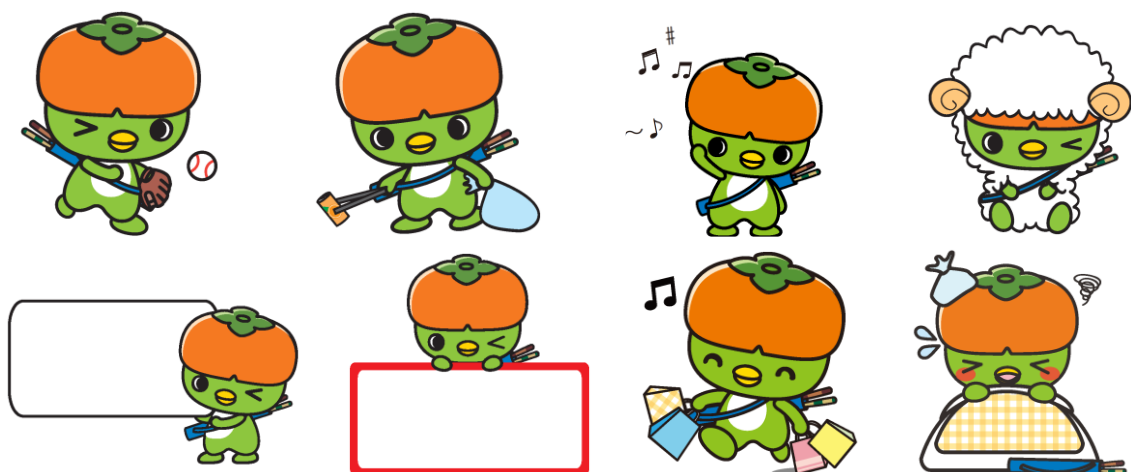
カラー

モノクロ



6. はしぼうポーズ集（一例です）





7. デザイン使用の注意事項

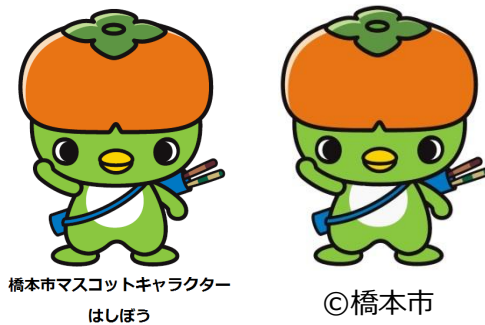
①“橋本市マスコットキャラクター「はしぼう」”の表記を付すること。スペース上、付記が困難な場合は“© 橋本市”を表記すること。

どちらも表記できない場合は、シティプロモーション課へご相談ください。

※「はしぼう」の「」は省略しても構いません。

※フォントの指定は特にございません。

(例)



②デザインの色及び縦横の比率は変えないこと。



③承諾を得ないで、デザインの変形・省略・改変・切除を行わないこと。



目玉が
ない・・・

橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

④特定の個人や団体、商品のPRにつながる吹き出しを使用しないこと。

また、中立公平性を欠く発言をさせないこと。



吹き出しの内容は事前に
相談してね！

橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

⑤「はしぼう」の上に文字、イラスト等の他の要素を重ねないこと。



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

⑥ イメージを損なうような言葉を、「はしぼう」の近くに付さないこと。



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

誹謗中傷
差別用語

⑦ 特定の個人、政党もしくは宗教団体を PR するような使い方をしないこと。



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

〇〇党

⑧ 他のキャラクターと併用する場合は、シティプロモーション課へご相談下さい。

8. Q&A

Q 1. 商品に「はしぼう」のキャラクターを使用したいのですが、使用料は発生するのでしょうか？

A 1. 使用料はかかりません。

Q 2. 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？

A 2. ご家庭等で使用される場合は、使用申請は不要です。

(例) 年賀状、趣味の手芸など

Q 3. 企業の会議資料、広告看板等に「はしぼう」を使用することができるか？

A 3. 企業内で、その企業の社員の方だけが見られるものについては、利用申請は不要です。

ただし、著作権者の表示「橋本市マスコットキャラクターはしぼう」又は「©橋本市」をお願いします。また、承認を受ければ社外の方の目に触れる看板等への利用も可能ですが、個別企業、商品の推奨などの使用はできません。

Q 4. キャラクターデザインとともに「はしぼう」の名称を商品名に使うことは可能ですか？

A 4. 可能です。「はしぼう〇〇」などの商品の名称に使用できます。ただし、特定の申請者の独占的な使用は認めません。

【お問い合わせ先】

橋本市役所 経済推進部 シティプロモーション課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL:0736-33-6106(直通)